

役員等報酬に関する規定

社会福祉法人 そら

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人そら（以下「法人」と言う。）の業務に従事する役員などの報酬、及び法人業務に携わった時の諸経費について定める。

(定義)

第2条 この規定において役員等とは、法人の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）をいう。

(報酬)

第3条 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、業務内容を総合的に勘案・評価し、別表第一に定める基準額を評議員会にて決定し、各人に支給する。別途賞与の支給は行わない。

2 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、別表第二に定める日当を支給する。

3 報酬及び日当額は、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価の上見直す場合がある。

(報酬の支給方法及び支給日)

第4条 役員等の報酬（別表第二 日当）の支給はその都度通貨で支給し、法令に基づき、その報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接役員に支給する。ただし、（別表第一 役員報酬等）に該当する役員等の報酬は、毎月10日（その日が日曜日、休日又は土曜日でない日）に本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(交通費)

第5条 役員等が、理事会、評議員会へ出席したときの交通費は、支給しない。

(費用弁償)

第6条 役員等が法人業務に携わったときに支出した諸経費は、その用途を明記した領収書などをもって実費を支給する。

(出張旅費)

第7条 役員等が法人の運營業務のため出張した場合は、その用途を明記した領収書を

もって実費を支給する。

(重複支給の防止)

第8条 役員等で、理事、監事、評議員を兼務するものが、同一日に開催される理事会及び評議員会のいずれにも出席した場合は、日当の重複支給をしない。

2 法人及び事業所の職員を兼務する役員等は、この規定を適用しない。

(改正)

第9条 この規定を改正または廃止する必要がある場合は、評議員の議決を経なければならない。

附 則

この規定は平成29年4月1日より施行する。

令和1年6月21日 一部改正

別表第一 (役員報酬等)

号俸	支給基準額
1号俸	月額 50,000円
2号俸	月額 100,000円
3号俸	月額 150,000円

別表第二 (日 当)

名称	日当額
理 事	日額 3,000円
監 事	日額 3,000円
評議員	日額 3,000円